

特別養護老人ホームヴィラ稻荷山

(介護予防) 短期入所生活介護 利用料金

【サービス利用料金（1日あたり）】

保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い頂きます。

（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

（利用料金…併設型ユニット型短期入所生活介護費 個室）

	要介護度	1割	2割	3割
サービス利用に係る自己負担額 (1日あたり)	要支援1	558円	1,117円	1,675円
	要支援2	692円	1,385円	2,077円
	要介護1	743円	1,486円	2,229円
	要介護2	815円	1,629円	2,444円
	要介護3	894円	1,788円	2,681円
	要介護4	969円	1,937円	2,906円
	要介護5	1,042円	2,083円	3,124円

通常の送迎費	1割	2割	3割
	195円	389円	584円
通常の交通手段で、利用者での送迎が困難な心身に障害のある利用者の入退所の送迎を事業所で行います。利用申請の際にご相談下さい。			
通常の送迎の実施地域は伏見区（稻荷・砂川・深草・藤ノ森・藤城・竹田・住吉・下鳥羽・板橋・南浜・桃山学区のみ）、中京区、東山区、下京区、山科区（西野・山階・山階南・百々・勧修・鏡山学区のみ）、南区（久世・祥栄学区を除く）とする。			

※上表のサービス利用料は、1日あたりの併設型ユニット型短期入所生活介護費に地域区分10.55円を乗じて計算しております。

注1 所得に応じて減額があります。

注2 端数処理の関係で、実際の請求額と1円程度の差が出ることがあります。

注3 利用者が、要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

注4 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

【各種加算料金（介護予防・要介護共通）】（基準に該当しなかった月については算定いたしません。）

※標記の金額は、介護保険負担割合が1割負担の場合の目安です。2割負担、3割負担の各種加算の負担額は、1割負担額のそれぞれ約2倍、約3倍となります。

加算名	1割	
機能訓練体制加算 (1日あたり)	約13円	常勤の理学療法士等を1名以上配置することで加算されます。

サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (1日あたり)	約19円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置することで加算されます。
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (1日あたり)	約7円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上配置することで加算されます。
療養食加算 (1食あたり)	約9円	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・脾臓病食・脂質異常症食・痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に加算されます。
個別機能訓練加算 (1日あたり)	約59円	専従として配置された機能訓練指導員が、利用者の居宅を訪問し、個別の機能訓練計画を作成した上で、個別の機能訓練を機能訓練指導員が直接実施する場合に算定されます。
口腔連携強化加算 (1回あたり)	約53円	歯科専門職との連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供で1月に1回限り算定。
生産性向上推進体制加算Ⅰ (1月あたり)	約106円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行なっており、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取り組みを行なっている場合、1年以内毎に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行ない業務改善の成果が確認されている場合に算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ (1月あたり)	約11円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行なっており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内毎に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行なっている場合に算定されます。

【各種加算料金（要介護）】

加算名	1割	
看護体制加算 (Ⅰ) (1日あたり)	約5円	常勤の看護職員を1名以上配置することで加算されます。 看護体制加算(Ⅲ)を算定する場合は算定いたしません。
看護体制加算 (Ⅱ) (1日あたり)	約9円	常勤換算方法で看護職員を1名以上配置することと、24時間の連絡体制を確保することで加算されます。 看護体制加算(Ⅳ)を算定する場合は算定いたしません。
看護体制加算 (Ⅲ) (1日あたり)	約13円	看護体制加算(Ⅰ)を算定し、要介護3以上の利用者を70%以上受入れている場合に算定されます。

看護体制加算 (Ⅳ) (1日あたり)	約25円	看護体制加算(Ⅱ)を算定し、要介護3以上の利用者を70%以上受け入れている場合に算定されます。
夜勤職員配置加算 (Ⅱ) (1日あたり)	約19円	夜勤を行う介護職員と看護職員の数が、最低基準を1人以上、上回って配置することで加算されます。
緊急短期入所受入加算 (1日あたり)	約95円	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急で行った場合、利用日から起算して7日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として加算されます。
看取り連携体制加算 死亡日及び死亡日以前30日以内について、7日間を限度（1日あたり）	約68円	看取り期における対応方針を定め、利用者または家族の同意を得た上で、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に、亡くなられた日からさかのぼって30日以内について7日間を限度に算定されます。

・介護職員等処遇改善加算Ⅰ

キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たし、介護職員の処遇改善等を実施している場合に、所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位）に以下の割合を乗じた単位を加算します。

14.0%

（2）介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは、利用者が選定し利用するサービスで利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜介護保険給付外サービス＞

種類	内容	利用料
食事の提供にかかる費用	・利用者に提供する食事の調理に要する費用と材料の費用です。	朝食 380円 昼食 720円 夕食 720円
おやつの提供にかかる費用	・利用者に提供するおやつの調理に要する費用と材料の費用です。	1回 120円
行事食追加費用	・誕生会、季節行事等の特別献立時の材料費の追加額相当分	1回あたり 500円
外食費用	・事業所が行った外出行事等で外食に要した費用	実費
その他	・嗜好飲料（コーヒー類・清涼飲料水等）	1日 100円
	・ファイバー（腸内環境を整えるための高発酵性水溶性食物纖維）	1日 100円
	・その他個人の嗜好により提供した特別な食事に要した費用	実費
特別な送迎	・当事業所の通常の送迎の実施範囲外にお住まいの方で、送迎を希望される場合。	片道につき 1,000円
テレビ	・テレビカード1枚で20時間視聴できます。	1枚 1,000円

写しの交付	・写しの交付に伴い必要となる費用（1枚につき）	20円
生花教室	・花材材料費相当額	1,320円/回 (12月のみ 2,200円/回)
書道教室	・書道材料費相当額	100円/回
ハンドメイド教室	・ハンドメイド材料費相当額	200円/回
レクリエーション 行事の材料費等	・費用実費相当額	実費
日常生活上必要とな る諸費用	・タオル、ティッシュペーパー等 (おむつ代は、介護費用に含まれます)	実費

滞在費

滞在費（1日）	ユニット型個室
	3,760円

※夫婦等で同一の居室を使用する場合の滞在費 1 日分は、各利用者から滞在費をお支払
していただきます。

理美容代

- ・月に4～5回、理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。
- ・利用料金：下表のとおり。

メニュー	1回あたりのサービス料金	顔剃り
顔剃りのみ	2,000円	-
丸刈り	2,000円	+顔剃り3,000円
カット・ブロー（男性・女性）	2,400円	+顔剃り3,400円
毛染め・洗髪・ブロー	4,500円	+顔剃り不可
パーマ・洗髪・ブロー	4,500円	+顔剃り不可
カット・パーマ・洗髪・ブロー	6,500円	+顔剃り不可
カット・毛染め・洗髪・ブロー	6,500円	+顔剃り不可
ベッドサイド料金	別途500円追加	-
ロング料金（洗髪メニュー） ※肩より下の長さ	別途1,000円追加	-

(3) 介護保険給付費の負担軽減について

①介護保険負担限度額認定

食費と滞在費には段階によって補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象となり負担限度額が以下のようになります。

利用者 負担段階	対象となる人	滞在費（1日）	食 費 (1日)
		ユニット型個室	
第1段階	生活保護受給者または市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されており、かつ預貯金などが単身で1,000万円、配偶者がいる方は合計2,000万円以下の方など	880円	300円
第2段階	市町村民税世帯非課税で合計所得金額と年金収入額（非課税の年金も含みます）の合計が80万円以下で、かつ預貯金などが単身で650万円、配偶者がいる方は合計1,650万円以下の方など	880円	600円
第3段階①	市町村民税世帯非課税で合計所得金額と年金収入額（非課税の年金も含みます）の合計が80万円超120万円以下で、かつ預貯金などが単身で550万円、配偶者がいる方は合計1,550万円以下の方など	1,370円	1,000円
第3段階②	市町村民税世帯非課税で合計所得金額と年金収入額（非課税の年金も含みます）の合計が120万円超で、かつ預貯金などが単身で500万円、配偶者がいる方は合計1,500万円以下の方など	1,370円	1,300円

※各区役所健康長寿推進課高齢介護保険担当への申請手続きが必要となります。

※認定証は利用毎に提示して下さい。

②社会福祉法人による利用者負担軽減制度

老齢福祉年金受給者や市民税が世帯非課税である方などで生計の困難な方が対象です。

認定証は利用毎に提示して下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用者は、利用予定日の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者に申し出ることとします。利用者が、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

前日までに申し出がなかった場合 (当日のキャンセル)	• 食費費用相当額（1日分） 1,820円 • おやつ費用相当額（1日分） 120円 • 滞在費相当額（1日分） 3,760円
-------------------------------	---

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日程を利用者に提示して担当介護支援専門員と協議します。

(5) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金及び費用は、1か月ごとに計算し、サービス提供月の翌月に下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

お支払方法が②以外の方は、請求書到着後10日以内に、①、③、④のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 窓口での現金支払
- ② 指定口座からの自動引き落とし
- ③ 銀行口座への振り込み
- ④ 現金書留

作成：令和7年10月1日付